

# 「ないすらいふプラン」追補

令和4年4月1日

「ないすらいふプラン」記載内容のうち、令和3年8月からは雇用保険の基本手当額の上下限等の変更、令和4年4月からは年金制度の見直しと年金額の変更等が行われましたので、概略をお知らせいたします。

## 第2章 私たちの年金（該当：本書P12～P35）

### 令和4年度年金額の改定

令和4年度年金額改定の指標となる令和3年平均の物価変動率はマイナス0.2%、名目手取り賃金変動率はマイナス0.4%となりました。

物価変動率と名目手取り賃金変動率がともにマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、年金額は新規裁定者、既裁定者とともに名目手取り賃金変動率で改定されます。また、賃金や物価による変動率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整（P15参照）は行わないこととされているため、令和4年度は調整が行われず、年金額は新規裁定者、既裁定者とともに0.4%の引き下げとなりました。

なお、マクロ経済スライドの未調整分（マイナス0.3%）は、翌年度以降に繰り越されました。

### P14 定額単価

令和4年度価格：1,621円（令和3年度：1,628円）

※平成16年度価格の定額単価に乗ずる令和4年度の改定率：0.996（令和3年度：1.000）

### P15 加給年金（令和4年度価格）

項目	支給額
配偶者	223,800円
子（第1子・第2子1人につき）	223,800円
子（第3子以降1人につき）	74,600円
配偶者の特別加算額	
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,100円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,000円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,100円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,100円
昭和18年4月2日以降	165,100円

### P15 報酬比例部分の年金額の従前額保証

令和4年度の従前額改定率

昭和13年4月1日以前生まれの人：0.997（令和3年度：1.001）

昭和13年4月2日以降生まれの人：0.995（令和3年度：0.999）

## P16 60歳から64歳までの在職老齢年金

令和4年4月から、60歳から64歳までの人の在職老齢年金は、65歳以上の人と同じ仕組みで、支給停止額が計算されることとなりました。

①総報酬月額相当額と基本月額の合計額が47万円以下の場合は、年金は全額支給されます。

②総報酬月額相当額と基本月額の合計額が47万円を超えた場合は、超えた額の2分の1が支給停止されます。

※総報酬月額相当額…標準報酬月額+（その月以前の過去1年間の標準賞与額÷12）

※基本月額…特別支給の老齢厚生年金の年金額（加給年金を除きます）の12分の1の額

## P18 老齢基礎年金

令和4年度価格（満額）：777,800円（令和3年度：780,900円）

## P20 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ受給

令和4年4月から、老齢基礎年金や老齢厚生年金を繰上げ受給した場合の減額率が1月あたり0.5%から0.4%に引き下げられ（昭和37年4月2日以降生まれの人が対象）、繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられました（昭和27年4月2日以降生まれの人または平成29年4月1日以降に受給権が発生している人が対象）

### ■繰上げ・繰下げ支給の老齢基礎年金支給率

	繰上げ支給						原則	繰下げ支給									
	※（ ）は昭和37年4月1日以前生まれの人の支給率							※昭和27年4月1日以前生まれの人の繰下げの上限年齢は70歳（最大支給率142%）									
請求年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳以上	
支給率（%）	76 (70)	80.8 (76)	85.6 (82)	90.4 (88)	95.2 (94)	100	108.4	116.8	125.2	133.6	142	150.4	158.8	167.2	175.6	184	

## P25 振替加算額（令和4年度価格）（昭和13年4月1日以前生まれの分は省略）

生年月日	加算額	生年月日	加算額
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ	152,184円	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ	80,568円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれ	146,141円	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ	74,525円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ	140,323円	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ	68,707円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ	134,280円	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ	62,664円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ	128,237円	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれ	56,621円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ	122,419円	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ	50,803円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ	116,376円	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	44,760円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ	110,333円	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ	38,717円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ	104,515円	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ	32,899円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ	98,472円	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれ	26,856円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ	92,429円	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ	20,813円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ	86,611円	昭和36年4月2日～昭和41年4月1日生まれ	14,995円

P28 特別障害給付金（令和4年度価格）

障害等級	支給額
1級	月額 52,300 円 (2級の額×100分の 125)
2級	月額 41,840 円

P29 障害基礎年金（令和4年度価格）

1級障害	972,250 円	2級障害	777,800 円		
子の加算	第1子	223,800 円	子の加算	第1子	223,800 円
	第2子	223,800 円	第2子	223,800 円	
	第3子以降／人	74,600 円	第3子以降／人	74,600 円	

P29 障害厚生年金（令和4年度価格）

項目	支給額
3級障害の障害厚生年金の最低保障額	583,400 円
1・2級障害の配偶者加給年金額	223,800 円
障害手当金の最低保障額	1,166,800 円

P30 遺族基礎年金（令和4年度価格）（円）

子の数	子のある配偶者に支給される年金額			子のみの場合に支給される年金額		
	基礎年金額	加算額	支給額	基礎年金額	加算額	支給額
1人	777,800	223,800	1,001,600	777,800	—	777,800
2人	777,800	447,600	1,225,400	777,800	223,800	1,001,600
3人	777,800	522,200	1,300,000	777,800	298,400	1,076,200

※3人目以降は、1人増えるごとに74,600円加算されます。

**第3章 雇用保険（該当：本書P36～P41）**

P37 賃金日額上下限額・基本手当日額上下限額（令和3年8月1日から適用）

年齢区分	賃金日額 上限額	賃金日額 下限額	基本手当日額 上限額	基本手当日額 下限額
45歳以上 60歳未満	16,530円	2,577円	8,265円	2,061円
60歳以上 65歳未満	15,770円		7,096円	

P38 高年齢雇用継続基本給付金（令和3年8月1日から適用）

支給限度額：360,584円

P38 高年齢求職者給付金の計算基礎になる基本手当額上限（令和3年8月1日から適用）

基本手当額上限：6,760円

P40 基本手当受給中に、内職等で収入を得た場合の減額の計算基礎になる収入（令和3年8月1日から適用）

収入：1日分の収入－1,296円

#### **失業等給付の給付制限期間の短縮**

令和2年10月1日以降に離職した方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。ただし、自己の責めに帰すべき重大な理由で退職した方の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります。

### **第4章 健康保険と介護保険**（該当：本書P42～P49）

P43 任意継続被保険者の保険料

令和4年1月から、加入の健康保険組合が組合規約で定めている場合は、退職時の標準報酬月額（退職時の標準報酬月額の範囲内で上限を設定している場合もあります）に保険料率を乗じた額が保険料となります。

### **第5章 税金について**（該当：本書P50～P55）

P50 退職所得控除

令和4年1月以降、勤続年数が5年以下の人（役員等を除きます）の退職金にかかる税金については、退職金の額から退職所得控除額を控除した額が300万円を超える場合は、超えた分の全額が課税の対象となります（300万円までの部分は、従来通り2分の1の額が課税の対象となります）。